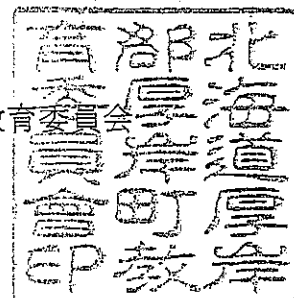


厚岸町教育委員会規則第 1 号

厚岸町教育委員会会議規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 1 月 27 日

厚岸町教育委員会



厚岸町教育委員会会議規則等の一部を改正する規則

(厚岸町教育委員会会議規則の一部改正)

第 1 条 厚岸町教育委員会会議規則（平成 4 年厚岸町教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項第 7 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(厚岸町立学校施設の使用に関する規則の一部改正)

第 2 条 厚岸町立学校施設の使用に関する規則（平成16年厚岸町教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 3 号中「60日」を「3 か月」に改める。

(厚岸町公民館条例施行規則の一部改正)

第 3 条 厚岸町公民館条例施行規則（平成13年厚岸町教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 3 号中「60日」を「3 か月」に、「教育委員会に」を「厚岸町教育委員会に」に改める。

(厚岸町 B & G 海洋センター条例施行規則の一部改正)

第 4 条 厚岸町 B & G 海洋センター条例施行規則（平成13年厚岸町教育委員会規則第

8号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中「60日」を「3か月」に改める。

(厚岸町温水プール条例施行規則の一部改正)

第5条 厚岸町温水プール条例施行規則(平成13年厚岸町教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「60日」を「3か月」に改める。

(厚岸町勤労者体育センター条例施行規則の一部改正)

第6条 厚岸町勤労者体育センター条例施行規則(平成15年厚岸町教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中「60日」を「3か月」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。